



議案第二十号

三朝町乳児等医療費助成条例の制定について

次のとおり三朝町乳児等医療費助成条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年参月拾九日原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町乳児等医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、乳児等の医療費について助成することにより、乳児等の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「乳児等」とは、町内に住所を有する者で、一才に満たないもの及び一才に到達した日からその日の属する月の末日までの幼児をいう。

2 この条例において、「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づき命令をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 四 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

3 この条例において「被保険者等」とは、引続き三箇月以上町内に住所を有する者で、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費を負担する民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者をいう。

（助成）

第三条 町は、乳児等（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）による養育医療を受けている者を除く。以下同じ。）が次の各号に掲げる療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金、その他の規則等で定

める給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除した額。以下「医療費」という。）の全部を助成するものとする。

一 社会保険各法の規定による療養の給付若しくは、療養費の支給又は、家族療養費の支給の対象となる療養又は医療

二 社会保険各法以外の法令の規定による療養又は医療

2 被保険者等が町内に住所を有することとなつたことに基づき、月の中途において助成の対象となるときは、助成の対象となる日の属する月の翌月から助成をはじめこの条例の適用を受けなくなつたときは、その日まで行なり。

（助成の方法）

第四条 前条の規定による医療費の助成は、被保険者等が療養又は、医療を受けた病院、診療所又は、薬局等（以下「医療機関」という。）に支払つた医療費について当該被保険者等に対して支払うこと（以下「償還給付」という。）によつて行なり。

ただし、国民健康保険法の適用をうけている者の医療費の助成については、療養又は、医療を受けた医療機関に支払うこと（以下「現物給付」という。）によつて

行なうことができる。

（助成資格の申請等）

第五条 この条例による医療費の助成を受けようとする被保険者等は、規則で定める乳児等医療費助成資格申請書に社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類等を添付して町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、これを審査のうえ助成資格の有無を決定しその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、現物給付の方法による受給資格者であることを決定したときは、規則で定める乳児等医療費助成資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付する。

（受給資格者証の提示等）

第六条 前条第二項の規定に基づき、受給資格者証の交付を受けた乳児等の養育者は乳児等が療養又は医療を受けようとするときは、当該医療機関等に受給資格者証を提示しなければならない。

（助成費の請求）

第七条 第四条第一項の規定による償還給付の方法によつて医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める乳児等医療費請求書に支払つた医療費の領収証、その他必要な書類を添付して当該医療費を支払つた日から三箇月以内に町長に請求しなければならぬ。

（届出の義務）

第八条 被保険者等は、乳児等の氏名、住所に変更があつたとき又は、社会保険各法の規定による被保険者等に異動、変更が生じた場合においては、すみやかにその旨を町長に届け出なければならぬ。

（助成費の返還等）

第九条 町長は、偽り、その他不正の行為によつてこの条例による医療費の助成を受けた者があるときは、乳児を養育する被保険者等からすて助成した費用の全部、又は、一部を返還させることができる。

（規則への委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。